

令和7年度インバウンド向け発信事業業務委託仕様書

1 事業目的

滋賀県の情報発信拠点である「ここ滋賀」では、「ここに来ればいつも楽しい何かがある・新しい発見がある」をキーワードに、滋賀のヒト・コト・モノや四季を様々な角度から切り出し、販売や食の体感と一体となった演出で滋賀の魅力を伝えている。

今後コロナ禍で一旦落ち込んでいた訪日外国人の増加が見込まれることから、インバウンド向けに「ここ滋賀」の魅力発信を行うことで、訪日外国人等の来館を促す。

2 業務内容

(1) 来館取材によるインバウンド向け情報発信の実施

「ここ滋賀」に来館して取材を行い、効果的な情報発信を実施すること。

(2) 実施結果の報告

(1) インバウンド向け情報発信の実施結果について、①発信自体のリーチ数、②発信による「ここ滋賀」来館者数を報告すること。

3 成果物

本業務の終了時には成果物として、以下を提出する。

- ①事業実績報告書 3部
- ②関連資料データ 一式

4 その他

本業務の実施にあたっては、次の事項に留意すること。

(1) 一般事項

- ア 業務遂行にあたって、迅速に対応できる人員体制の確保を行うとともに、県と定期的な打ち合わせをおこなうこと。
- イ 業務遂行にあたって仕様書に疑義が生じた場合は、県および受託事業者の双方で打ち合わせを行うこと。なお、仕様書に明記しない事項であっても業務上当然に必要なと思われる軽微なものについては、受託事業者の負担において実施すること。
- ウ 受託事業者は、当該受託業務について業務責任者を置き、県との打ち合わせに出席させること。
- エ 本業務の遂行にあたっては、関係法令および適用基準等を遵守すること。

(2) 機密保護・個人情報保護

- ア 受託事業者は、個人情報保護法等の関係法令を遵守すること。
- イ 本業務の遂行上知り得た秘密や個人情報を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。
- ウ また、成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。ただし、県の指示があった場合、また

は、あらかじめ書面により県の承諾を得たときは、この限りでない。

(3) 著作権の取扱い

- ア 本業務により発生した著作物の著作権および著作物の翻案等により発生した二次的著作権は委託料の支払いが完了したときをもって県に譲渡されるものとし、県は受託事業者に事前の連絡なく加工および二次利用できるものとする。
- イ また、受託事業者は著作権を譲渡した著作物に対して、著作人格権を行使しないものとする。